

## 神戸らしい眺望景観の形成のための誘導基準（須磨海浜公園）の概要

## 1. 趣 旨

神戸は、神戸港と六甲山の山並みが市街地と一体となった景観や、西北神地域の豊かな自然と田園集落の景観など、変化に富んだ素晴らしい眺望景観に恵まれており、これらは神戸のまちの魅力の重要な要素の一つとなっている。

神戸市では、神戸らしさを活かした新たな都市戦略として、神戸の素晴らしい資源や魅力をデザインの視点で見つめなおし磨きをかける「デザイン都市・神戸」を推進しており、その取り組みの一環として、優れた眺望景観を次世代へ引き継いでいくため、新たな規制・誘導施策を実施する。

これまで、平成 20 年 2 月に市民公募により「神戸らしい眺望景観 50 選.10 選」を選定し、平成 22 年 7 月から、都心部の 2 地区で新築する建物などについて、高さや幅の規制誘導を実施している。

都心部での規制誘導を踏まえて、「神戸らしい眺望景観 50 選.10 選」の中でも、阪神間に唯一残る自然海岸として、松林を背景に広大な砂浜が続き、須磨海浜水族園から鉢伏山までを見渡すことができる、「須磨海浜公園」からの眺望景観を保全するため、建築物等の高さや形態意匠の誘導を行う。

## 2. 概 要

別紙のとおり

## 3. これまでの検討経過

平成 23 年 12 月	第 70 回神戸市都市景観審議会
平成 24 年 2 月	第 71 回神戸市都市景観審議会
7 月～8 月	市民意見公募
9 月	第 73 回神戸市都市景観審議会

# 神戸らしい眺望景観の形成のための 誘導基準（須磨海浜公園）の概要

## 須磨海浜公園から松林、山並みを眺める「見晴らし型眺望景観」

### 1 鉢伏山から鉄拐山の山並み（区域①-a、①-b）

鉢伏山から鉄拐山にかけての山並み景観を保全するため、建築物等の高さや形態意匠、屋外広告物に関する誘導基準を設けます。（表 1 参照）



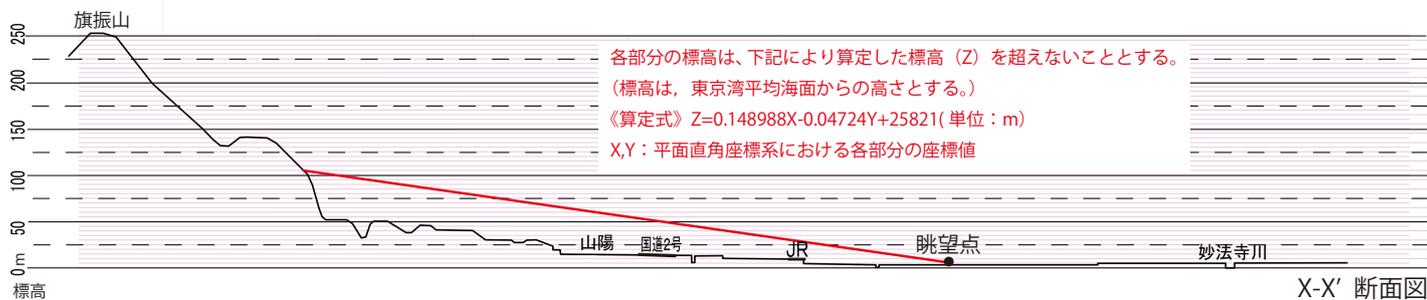
### 2 松林越しの見晴らし（区域②）

松林の景観が乱されないよう、国道 2 号沿いの建築物等の形態意匠や屋外広告物に関する誘導基準を設けます。（表 1 参照）



※「眺望景観」とは、「眺めのよい場所」から、より広い範囲を眺めたときの景観のことです。海や山と街が一望できたり、ランドマークを眺めたり、道路や河川の先に山や海を望んだりできる、広がりを持った景観が該当します。

# 眺望景観形成区域（須磨海浜公園） 区域①-a、①-b、②



鉢伏山～鉄拐山方向の眺望景観 (Viewing landscape from Hatake Mountain towards Tsurumi Mountain)



区域②対象範囲 (Target range of Area 2)

表 1 須磨海浜公園眺望景観形成誘導基準

視対象	鉢伏山から鉄拐山の山並み		松林越しの見晴らし
区域	①-a	①-b	②
	各部分の標高は、下記により算定した標高(Z)を超えないこととする。 (標高は、東京湾平均海面からの高さとする。) 《算定式》 $Z=0.148988X-0.04724Y+25821$ (単位:m) X,Y:平面直角座標系における各部分の座標値	—	—
建築物等	<p>屋根の基調色は、落ち着いた低彩度のものとする。 建物の外壁は、アースカラーを基本に、背景の緑に溶け込むような色彩とする。 R・YR・Y系の彩度は4以下、その他は2以下、明度は5以上7以下とする。(5頁参照) ただし、自然素材等によって仕上げられる部分の色彩、及び景観に寄与する色彩はこの限りでない。また、商業業務地においては、外壁の色彩について、低層部(1、2階かつ10m以下)は各立面ごとにその面積の5割未満、それ以外は各立面ごとにその面積の2割未満の範囲内で使用される部分の色彩は、本基準を適用しない。</p>		<p>屋根の基調色は、落ち着いた低彩度のものとする。 建物の外壁は、高明度・低彩度を基本に、背景の空に溶け込むような色彩とする。 R・YR・Y系の彩度は2以下、明度は8以上とする。(5頁参照) ただし、自然素材等によって仕上げられる部分の色彩、及び景観に寄与する色彩はこの限りでない。また、商業業務地においては、外壁の色彩について、低層部(1、2階かつ10m以下)は各立面ごとにその面積の5割未満の範囲内で使用される部分の色彩は、本基準を適用しない。</p>
屋外広告物	建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。	屋上広告物を禁止する。 その他の屋外広告物は、建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。	

・眺望景観形成区域界は附図表示のとおり。  
・外壁の色彩は、マンセル表色系による。  
・自然素材等は、別紙による。  
・商業業務地は、商業地域・近隣商業地域をいう。  
ただし、  
・誘導基準の施行日に既に存在している建築物等  
・区域①-aにおける建築物等の高さ基準については、都市計画に位置づけている、特定街区、高度利用地区、都市再生特別地区、高さの最高限度を定めている地区計画・景観計画区域の建築物等  
・神戸市が都市景観審議会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができると認める建築物等は適用除外とする。

(参考)

地区別に定めている誘導基準に、上記の内容の眺望景観形成のための誘導基準を追加する。

**【地区別の眺望景観誘導基準】**

**1. 景観形成指定建築物等届出地域 誘導基準**

神戸市都市景観条例第27条の2の規定による、景観形成指定建築物等に関する都市景観の形成のための誘導基準

**2. 須磨・舞子海岸都市景観形成地域(景観計画区域) 誘導基準**

景観法第8条第2項第3号に基づく景観計画区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

※表1において景観計画変更に係る部分を太字で表記

# 外壁等色彩基準の参考カラーチャート

\* 色相、明度、彩度は無段階に連続していますので、特定の色を参考に表示しています。

\* 実際の色はマンセル値を参考に色見本等で確認してください。

<PB><P><RP>< R >< YR >< Y ><GY><G><BG><B>

明度9/彩度1	5PB9/1	5P9/1	5RP9/1	25R9/1	5R9/1	75R9/1	10R9/1	25Y9/1	5Y9/1	75Y9/1	10Y9/1	25G9/1	5G9/1	75G9/1	10G9/1	25B9/1	5B9/1	75B9/1	10B9/1	N9
明度9/彩度2	5PB9/2	5P9/2	5RP9/2	25R9/2	5R9/2	75R9/2	10R9/2	25Y9/2	5Y9/2	75Y9/2	10Y9/2	25G9/2	5G9/2	75G9/2	10G9/2	25B9/2	5B9/2	75B9/2	10B9/2	
明度9/彩度3	5PB9/3	5P9/3	5RP9/3	25R9/3	5R9/3	75R9/3	10R9/3	25Y9/3	5Y9/3	75Y9/3	10Y9/3	25G9/3	5G9/3	75G9/3	10G9/3	25B9/3	5B9/3	75B9/3	10B9/3	
明度9/彩度4	5PB9/4	5P9/4	5RP9/4	25R9/4	5R9/4	75R9/4	10R9/4	25Y9/4	5Y9/4	75Y9/4	10Y9/4	25G9/4	5G9/4	75G9/4	10G9/4	25B9/4	5B9/4	75B9/4	10B9/4	
明度9/彩度5	5PB9/5	5P9/5	5RP9/5	25R9/5	5R9/5	75R9/5	10R9/5	25Y9/5	5Y9/5	75Y9/5	10Y9/5	25G9/5	5G9/5	75G9/5	10G9/5	25B9/5	5B9/5	75B9/5	10B9/5	
明度8/彩度1	5PB8/1	5P8/1	5RP8/1	25R8/1	5R8/1	75R8/1	10R8/1	25Y8/1	5Y8/1	75Y8/1	10Y8/1	25G8/1	5G8/1	75G8/1	10G8/1	25B8/1	5B8/1	75B8/1	10B8/1	N8
明度8/彩度2	5PB8/2	5P8/2	5RP8/2	25R8/2	5R8/2	75R8/2	10R8/2	25Y8/2	5Y8/2	75Y8/2	10Y8/2	25G8/2	5G8/2	75G8/2	10G8/2	25B8/2	5B8/2	75B8/2	10B8/2	
明度8/彩度3	5PB8/3	5P8/3	5RP8/3	25R8/3	5R8/3	75R8/3	10R8/3	25Y8/3	5Y8/3	75Y8/3	10Y8/3	25G8/3	5G8/3	75G8/3	10G8/3	25B8/3	5B8/3	75B8/3	10B8/3	
明度8/彩度4	5PB8/4	5P8/4	5RP8/4	25R8/4	5R8/4	75R8/4	10R8/4	25Y8/4	5Y8/4	75Y8/4	10Y8/4	25G8/4	5G8/4	75G8/4	10G8/4	25B8/4	5B8/4	75B8/4	10B8/4	
明度8/彩度5	5PB8/5	5P8/5	5RP8/5	25R8/5	5R8/5	75R8/5	10R8/5	25Y8/5	5Y8/5	75Y8/5	10Y8/5	25G8/5	5G8/5	75G8/5	10G8/5	25B8/5	5B8/5	75B8/5	10B8/5	
明度7/彩度2	5PB7/2	5P7/2	5RP7/2	25R7/2	5R7/2	75R7/2	10R7/2	25Y7/2	5Y7/2	75Y7/2	10Y7/2	25G7/2	5G7/2	75G7/2	10G7/2	25B7/2	5B7/2	75B7/2	10B7/2	N7
明度7/彩度3	5PB7/3	5P7/3	5RP7/3	25R7/3	5R7/3	75R7/3	10R7/3	25Y7/3	5Y7/3	75Y7/3	10Y7/3	25G7/3	5G7/3	75G7/3	10G7/3	25B7/3	5B7/3	75B7/3	10B7/3	
明度7/彩度4	5PB7/4	5P7/4	5RP7/4	25R7/4	5R7/4	75R7/4	10R7/4	25Y7/4	5Y7/4	75Y7/4	10Y7/4	25G7/4	5G7/4	75G7/4	10G7/4	25B7/4	5B7/4	75B7/4	10B7/4	
明度7/彩度5	5PB7/5	5P7/5	5RP7/5	25R7/5	5R7/5	75R7/5	10R7/5	25Y7/5	5Y7/5	75Y7/5	10Y7/5	25G7/5	5G7/5	75G7/5	10G7/5	25B7/5	5B7/5	75B7/5	10B7/5	
明度6/彩度2	5PB6/2	5P6/2	5RP6/2	25R6/2	5R6/2	75R6/2	10R6/2	25Y6/2	5Y6/2	75Y6/2	10Y6/2	25G6/2	5G6/2	75G6/2	10G6/2	25B6/2	5B6/2	75B6/2	10B6/2	N6
明度6/彩度3	5PB6/3	5P6/3	5RP6/3	25R6/3	5R6/3	75R6/3	10R6/3	25Y6/3	5Y6/3	75Y6/3	10Y6/3	25G6/3	5G6/3	75G6/3	10G6/3	25B6/3	5B6/3	75B6/3	10B6/3	
明度6/彩度4	5PB6/4	5P6/4	5RP6/4	25R6/4	5R6/4	75R6/4	10R6/4	25Y6/4	5Y6/4	75Y6/4	10Y6/4	25G6/4	5G6/4	75G6/4	10G6/4	25B6/4	5B6/4	75B6/4	10B6/4	
明度6/彩度5	5PB6/5	5P6/5	5RP6/5	25R6/5	5R6/5	75R6/5	10R6/5	25Y6/5	5Y6/5	75Y6/5	10Y6/5	25G6/5	5G6/5	75G6/5	10G6/5	25B6/5	5B6/5	75B6/5	10B6/5	
明度5/彩度2	5PB5/2	5P5/2	5RP5/2	25R5/2	5R5/2	75R5/2	10R5/2	25Y5/2	5Y5/2	75Y5/2	10Y5/2	25G5/2	5G5/2	75G5/2	10G5/2	25B5/2	5B5/2	75B5/2	10B5/2	N5
明度5/彩度4	5PB5/4	5P5/4	5RP5/4	25R5/4	5R5/4	75R5/4	10R5/4	25Y5/4	5Y5/4	75Y5/4	10Y5/4	25G5/4	5G5/4	75G5/4	10G5/4	25B5/4	5B5/4	75B5/4	10B5/4	
明度5/彩度6	5PB5/6	5P5/6	5RP5/6	25R5/6	5R5/6	75R5/6	10R5/6	25Y5/6	5Y5/6	75Y5/6	10Y5/6	25G5/6	5G5/6	75G5/6	10G5/6	25B5/6	5B5/6	75B5/6	10B5/6	
明度4/彩度2	5PB4/2	5P4/2	5RP4/2	25R4/2	5R4/2	75R4/2	10R4/2	25Y4/2	5Y4/2	75Y4/2	10Y4/2	25G4/2	5G4/2	75G4/2	10G4/2	25B4/2	5B4/2	75B4/2	10B4/2	N4
明度4/彩度4	5PB4/4	5P4/4	5RP4/4	25R4/4	5R4/4	75R4/4	10R4/4	25Y4/4	5Y4/4	75Y4/4	10Y4/4	25G4/4	5G4/4	75G4/4	10G4/4	25B4/4	5B4/4	75B4/4	10B4/4	
明度4/彩度6	5PB4/6	5P4/6	5RP4/6	25R4/6	5R4/6	75R4/6	10R4/6	25Y4/6	5Y4/6	75Y4/6	10Y4/6	25G4/6	5G4/6	75G4/6	10G4/6	25B4/6	5B4/6	75B4/6	10B4/6	

凡例  区域①-a, ①-b  区域②

## 別紙

### ■自然素材等

#### ①石系

- ・素地色のもの
- ・表面保護のために素地を見せて塗装（ただし色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く）を施したもの
- ・骨材の素地色を見せた左官材・吹付け材（ただし色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く）

#### ②木系

- ・素地色のもの
- ・表面保護のために素地を見せて塗装を施したもの

#### ③土系

- ・素地色のもの
- ・表面保護のために素地を見せて塗装（ただし色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く）を施したもの

#### ④セメント系

- ・素地色のもの
- ・表面保護のために素地を見せて塗装（ただし色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く）を施したもの

#### ⑤ガラス

- ・素地色のもの
- ・表面保護や調光のために表面処理を施したもの

#### ⑥レンガ・タイル系

- ・素地色のもの
- ・表面保護のために素地を見せて釉薬がけ（ただし色粉の混入等色彩調整のための処理を施したものは除く）を施したもの

#### ⑦金属系

- ・素地色のもの
- ・表面保護のために素地を見せて塗装を施したもの
- ・一次電解発色、二次電解着色処理を施したもの
- ・溶融亜鉛めっき処理を施したもの

#### ⑧エコロジー系

- ・ソーラーパネル等